

令和7年度埼玉県排出削減対策セミナー

埼玉県からのお知らせ

(1) 国排出量取引制度への対応

環境部 温暖化対策課



1 国排出量取引制度と県排出量取引制度

○ 国排出量取引制度 (R8.4施行) の概要

- ・対象とするCO₂ 直接排出*によるCO₂
* 燃料の使用、工業プロセス(セメントなどの製造時)で発生
- ・対象事業者 上記CO₂排出量 全国で10万t/年以上

○ 県排出量取引制度の概要

- ・対象とするCO₂ 化石燃料及び他人から供給された電気・熱の使用によるCO₂
- ・対象事業所 上記による原油換算エネルギー使用量 事業所で1,500kL/年以上

化石燃料の使用によるCO₂が重複しないよう県制度を改正

県排出量取引制度の改正

埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針の一部を改正する告示
(令和8年埼玉県告示第116号、令和8年2月20日告示)

○改正内容

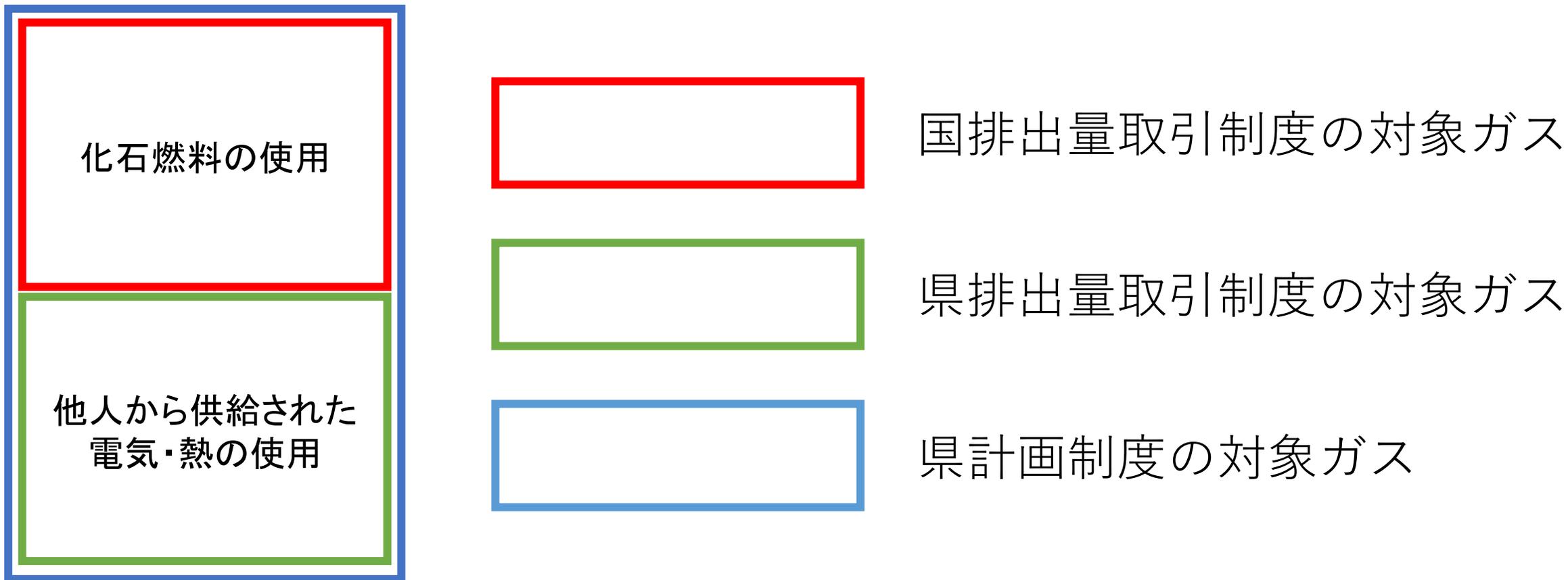
- 1 目標設定ガスの算定対象から国制度対象者の化石燃料の使用を除く
- 2 基準排出量の算定方法は別に定める

○改正後の(国制度対象者向け)県排出量取引制度と計画制度

- 1 国制度対象者は化石燃料以外のCO₂で県排出量取引制度の対象 スライド4
- 2 基準排出量は基準年度又は実績年度の化石燃料の使用状況に応じて調整する スライド5,6
- 3 国制度対象事業所の目標設定ガスによる原油換算エネルギー使用量が少ない場合は県排出量取引制度から休止することができる スライド7
- 4 計画制度は変更なし(国制度対象者の化石燃料の使用(直接排出)分を含めて報告)

県排出量取引制度と計画制度の対象ガス

例 事業所全体を国制度対象者が使用している場合の対象ガス



※事業所の一部を国制度対象者が使用している場合はその部分の化石燃料の使用のみ県排出量取引制度の対象外となる

基準排出量の調整

- ・ 従来の基準排出量を【基礎基準排出量】とする
- ・ 国制度対象者の燃料の使用状況に応じて【基準排出量の調整量】を算定
- ・ 基礎基準排出量から基準排出量の調整量を差し引いたものを【基準排出量】とする

$$\text{【基準排出量】} = \text{【基礎基準排出量】} - \text{【基準排出量の調整量】}$$

- ・ 【基準排出量の調整量】の算定方法
 - ① 基準年度の国対象ガス排出量*1*2
 - ② 基礎基準排出量 × 算定年度の国対象ガス割合

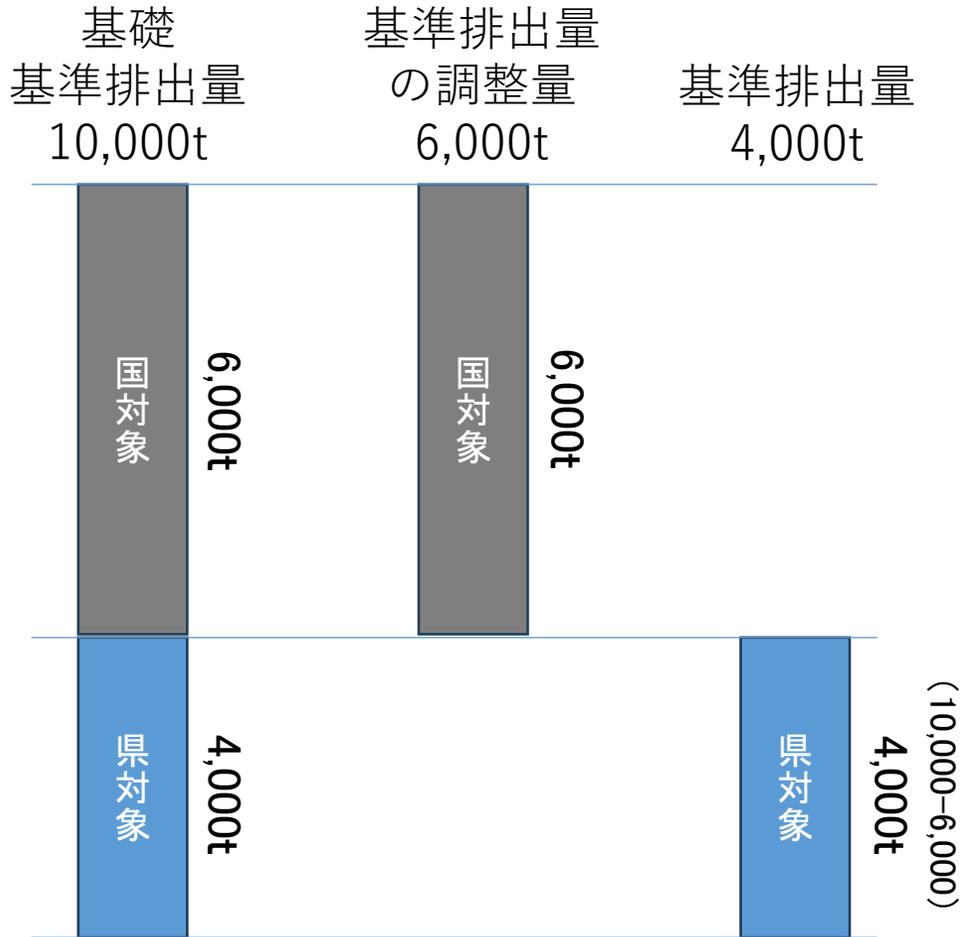
①、②のどちらで算定するかは年度ごとに事業者が選択

* 1 基準年度の国対象ガス排出量が分かる場合のみ選択可能

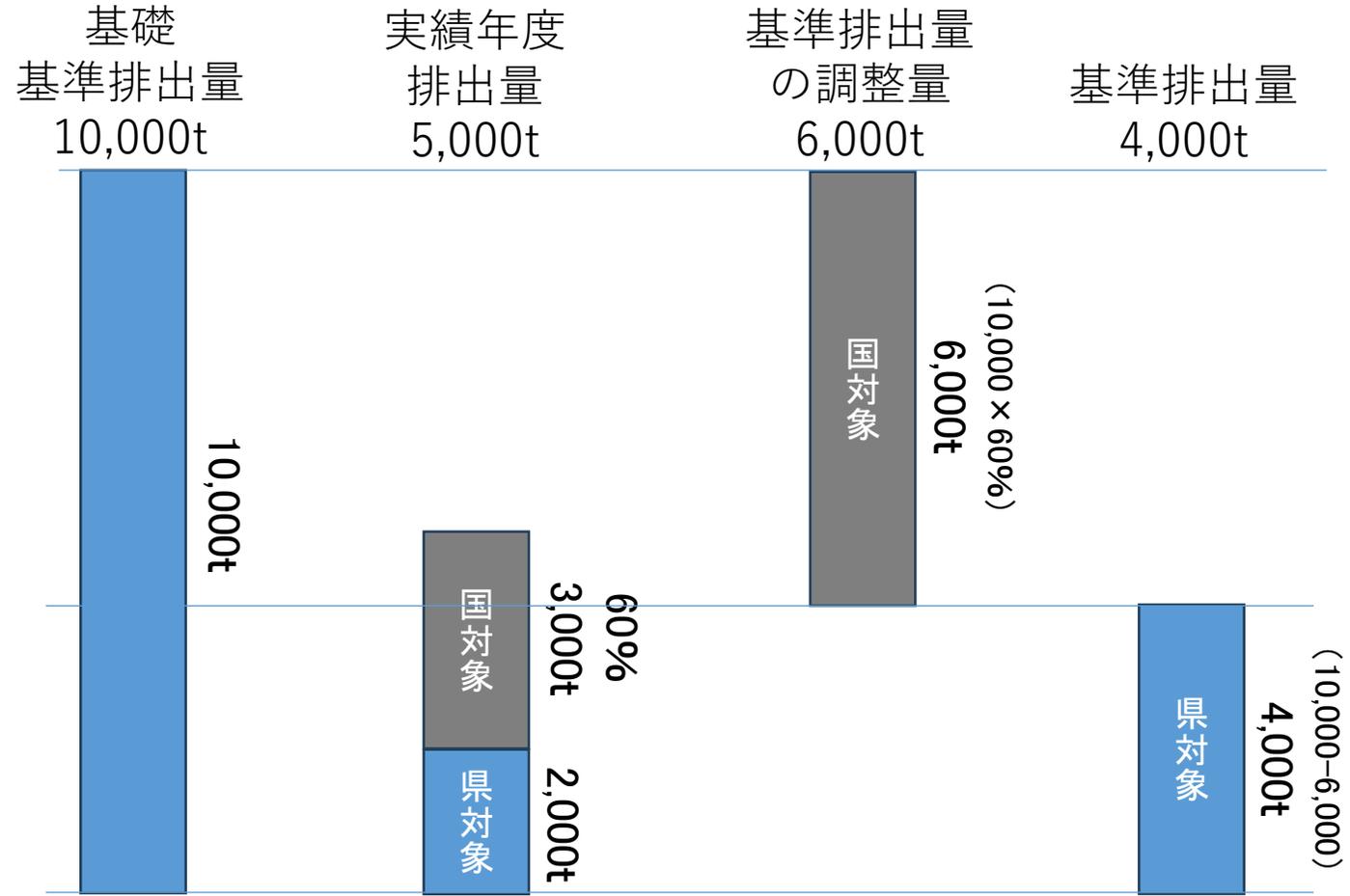
* 2 基準排出量の変更を実施した場合には、その変更量のうちの国対象ガス排出量を含む

基準排出量の調整例

① 基準年度の国対象ガス排出量



② 基礎基準排出量 × 算定年度の国対象ガス割合



大規模事業所の休止

① 休止判定エネルギー使用量（目標設定ガスによる原油換算エネルギー使用量）

「3か年度連続1,500kL未満」 or 「1年1,000kL未満」 ※従来の廃止要件と同様、3か年度目の算定方法で算定

⇒ 大規模事業所を休止可能（削減期間を変更可能）

② 休止判定エネルギー使用量が休止の要件を満たさなくなった場合

⇒ その年度から再び県排出量取引制度の対象 ※休止前の基準排出量を使用

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
国取引制度対象	-	-	○	○	○	○
規模判定 エネルギー使用量	1,500kL以上	1,500kL以上	1,500kL以上	1,500kL以上	1,500kL以上	1,500kL以上
休止判定 エネルギー使用量	1,000kL以上 1,500kL未満	1,000kL以上 1,500kL未満	1,000kL以上 1,500kL未満	1,000kL以上 1,500kL未満	1,000kL以上 1,500kL未満	1,500kL以上
県取引制度対象	○	○	対象外	対象外	対象外	○
県計画制度	○	○	○	○	○	○
(基礎)基準排出量	10,000t	10,000t	-	-	-	10,000t
		削減期間①				削減期間②

令和7年度埼玉県排出削減対策セミナー

埼玉県からのお知らせ

(2) 第4削減計画期間の計画書・算定資料について

環境部 温暖化対策課



彩の国
埼玉県

第4削減計画期間について

第4削減計画期間

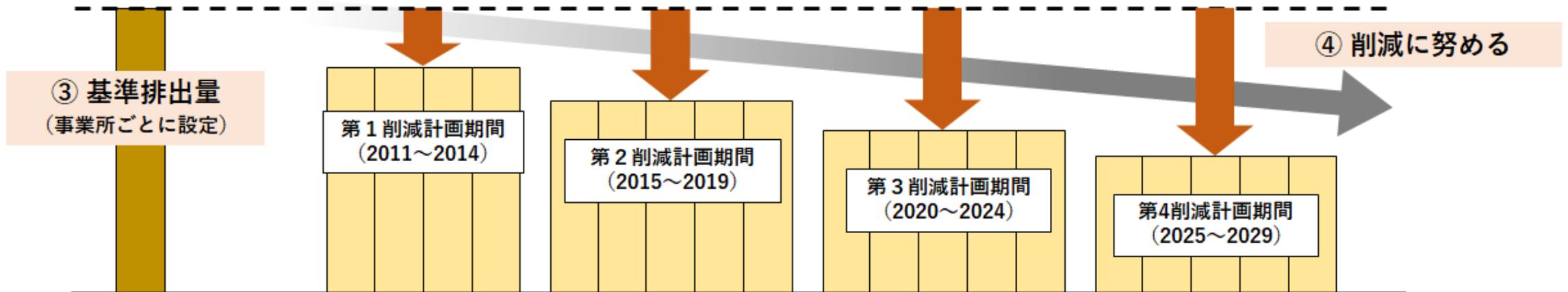
2025年度～2029年度

① 対象事業所（大規模事業所）

- ・ 3か年度連続で1,500kL以上/年のエネルギー使用する事業所（ビル、工場単位）
- ・ 県内 約600事業所
- ・ 排出量 約700万トン-CO₂（県全体の排出の2割弱、県産業業務部門の4～5割を占める）

② 削減の対象（目標設定ガス）

- ・ 燃料・電気・熱の使用により発生するCO₂
（エネルギー起源CO₂）



第4計画期間における改正内容①

<第4計画期間における制度対象者>

▶ 地球温暖化対策計画制度対象者

県内に設置している全ての事業所における前年度のエネルギー※の使用量が、原油換算で年間1,500kL以上である事業者

※ 化石燃料及び非化石燃料並びに熱及び電気。

▶ 目標設定型排出量取引制度の対象者(大規模事業所)

3か年度連続して規模判定エネルギー使用量が、原油換算で年間1,500kL以上となった事業所

<エネルギー使用量の算定方法について>

- ▶ 改正省エネ法にあわせて新たな燃料種/電気の区分を追加。
- ▶ 単位発熱量及び一次エネルギー換算係数の数値を改正省エネ法にあわせて変更。
- ▶ 気体燃料は「Nm³」への換算を廃止し、標準環境状態(SATP)への換算を行うように変更。
- ▶ 都市ガスは算定年度における都市ガス事業者の単位発熱量の数値を使用する。

<目標設定ガス排出量の算定方法について>

- ▶ 排出量の算定に用いる排出係数を、燃料の排出係数は、温対法で定める排出係数へ変更。
- ▶ 電気・熱・都市ガスの排出係数は固定排出係数から実排出係数に変更。
- ▶ 実排出係数への変更に伴い、低炭素電力の選択に関する取扱いは第4削減計画期間からは廃止。
- ▶ 再生可能エネルギー等由来の証書に記録された環境価値保有量及び森林吸収量等を目標設定ガス排出量へ換算した量を計画期間の年度排出量から減ることができるように変更。

第4計画期間における改正内容②

<その他ガス排出量の算定方法について>

- ▶ 算定方法(活動量×排出係数)については第3削減計画期間から変更なし。
- ▶ **非化石燃料の使用量**について、把握を求める。

<基準排出量の考え方について>

- ▶ 「制度の一貫性への配慮」等の観点から、**現行の基準排出量を継続**する。
- ▶ 基準排出量の算定は、**第3削減計画期間と同じ排出係数、排出標準原単位**を使用して算定する。
- ▶ 基準排出量の変更要件※についても、第3削減計画期間までと同様にする。
(※ 床面積の増減、用途変更、設備増減などに伴う排出量の増減量が基準排出量の6%以上の場合)

<目標削減率について>

- ▶ 第4削減計画期間の目標削減率は、**業務部門等の第1区分では50%、工場等の第2区分では48%**とする。
- ▶ 新規の大規模事業所については、第1削減計画期間の目標削減率からスタートし、**段階的に引き上げていく**。
ただし実排出係数を反映させるため、**排出係数改善による削減相当分(16%)を上乗せ**する。
- ▶ 電力比率20%未満の事業所について、目標削減率の緩和措置を設ける。(緩和を受けるためには申請が必要)

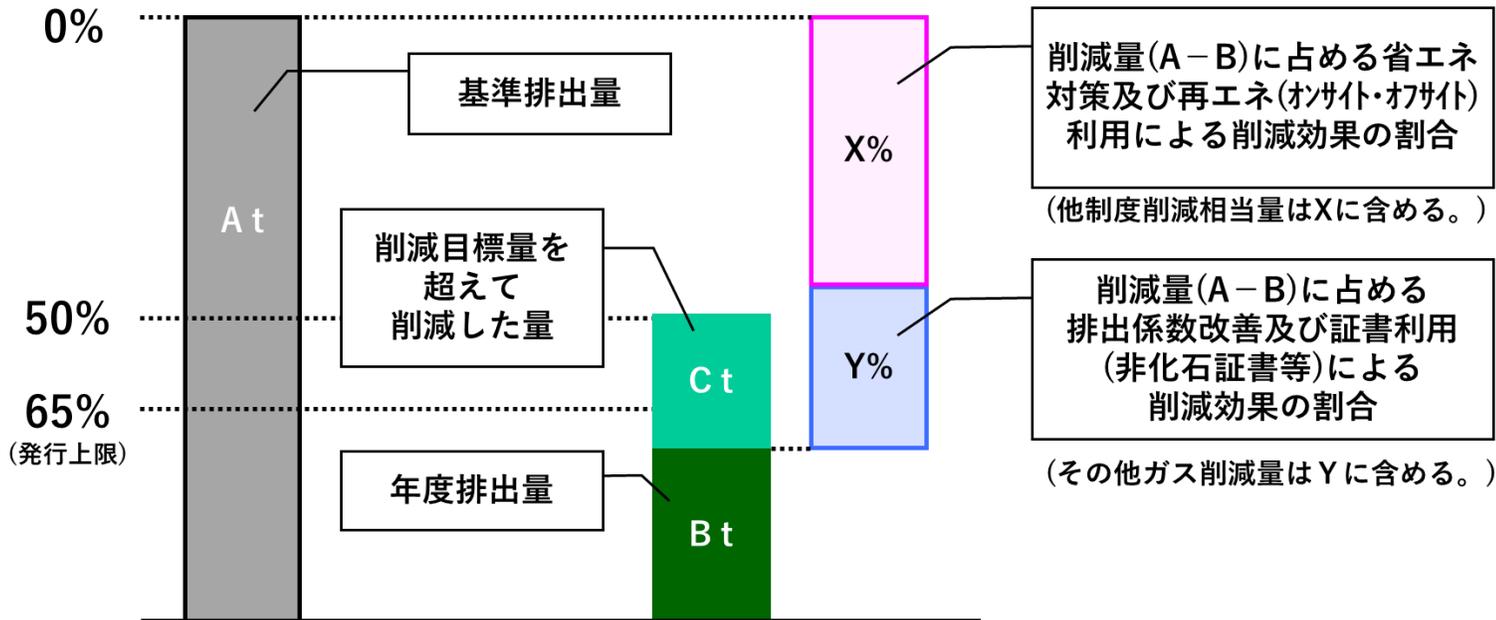
<その他の改正内容>

- ▶ **優良大規模事業所(トップレベル事業所)認定制度**について、一部審査項目等を変更。
- ▶ 省エネ法 **連携省エネルギー計画の認定事業者のCO₂削減量**を本県取引制度の**目標達成のため充当可能**とする。
- ▶ 地球温暖化対策計画制度における**評価制度の追加**。

第4計画期間における改正内容③

＜排出量取引におけるクレジット等について＞

- ▶ 第3削減計画期間のクレジット等は、第4削減計画期間の目標達成や排出量取引に利用可能。
- ▶ 超過削減量の発行量の算定方法を省エネ対策、再エネ利用を促すよう変更。
- ▶ 基準排出量から年度排出量を減じて得た量のうち、削減目標量を超えて削減した量に占める省エネ対策及び再エネ利用(オンサイト・オフサイト)による削減相当量を超過削減量として発行する。
- ▶ 発行量の上限は、各年度の基準排出量 × (65% - 目標削減率) の合計とする。
- ▶ 削減計画期間全体の排出量等で算定する。



$C [t] \times X [%]$ を
超過削減量として創出
ただし、発行上限は
 $A [t] \times (65\% - \text{目標削減率}) [%]$

改正ガイドライン一覧

<指針要綱>

- ▶ 埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針
- ▶ 大規模事業所における事業所の区分の決定要綱

<特定事業者・大規模事業所に関するもの>

- ▶ エネルギー使用量及びエネルギー起源CO₂排出量算定ガイドライン
- ▶ その他ガス排出量算定ガイドライン
- ▶ その他ガス削減量算定ガイドライン
- ▶ 運用管理基準の適合認定ガイドライン

<緩和措置に関するもの>

- ▶ 中小企業等が設置する事業所の目標削減率の緩和に関するガイドライン
- ▶ 医療施設に対する目標削減率の緩和措置に関するガイドライン
- ▶ 事業所全体のエネルギー使用量に占める電気使用割合が20%未満である事業所に対する目標削減率の緩和措置に関するガイドライン

<検証に関するもの>

- ▶ エネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン
- ▶ その他ガス削減量検証ガイドライン

<排出量取引に関するもの>

- ▶ 埼玉県削減量口座簿取扱要綱
- ▶ 排出量取引運用ガイドライン

<優良大規模事業所(トップレベル事業所)に関するもの>

- ▶ 優良大規模事業者の認定基準
- ▶ 優良大規模事業所の認定ガイドライン
- ▶ 優良大規模事業所の検証ガイドライン

<検証機関に関するもの>

- ▶ 検証機関登録等実施要綱
- ▶ 検証主任者登録要領
- ▶ 検証機関登録申請ガイドライン

The screenshot shows the official website of Saitama Prefecture. The page title is '指針・要綱・ガイドライン' (Guidelines and Summary). The main content area lists six items: 1. 指針・要綱 (Guidelines and Summary), 2. 大規模事業所に関するもの (Large-scale business-related items), 3. オフセットクレジットに関するもの (Offset credit-related items), 4. 優良大規模事業所(トップレベル事業所)に関するもの (Excellent large-scale business-related items), 5. 排出量取引に関するもの (Emission trading-related items), and 6. 検証機関に関するもの (Verification body-related items). The first item, '1. 指針・要綱', is highlighted in a yellow box. Below it, there is a table with two columns: '指針・要綱' and '更新情報'. The first row contains the link '埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針 (PDF: 507KB)' and the update information '令和7年4月1日から(令和8年2月20日最終改正)'.

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/guideline.html>

計画書・算定資料（令和8年度提出用）について

＜提出用ファイル等の公開＞

令和8年度提出用の計画書ファイル、算定資料ファイル、記入要領、記入例を
令和8年3月23日(月)に埼玉県HPにて公開します。

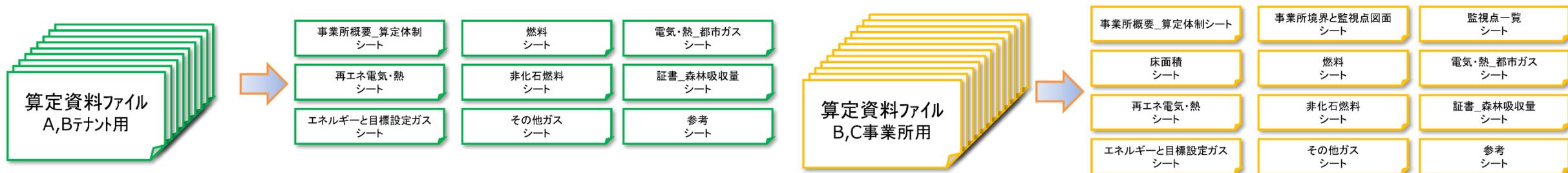
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/ontaikeikakusyo.html>

＜提出用ファイルの構成＞

提出用ファイルは計画書ファイルと事業所ごとの算定資料ファイルになります。

令和8年度以降は低炭素電力計算資料ファイル、その他ガス算定資料ファイルはありません。

その他ガスについては算定資料ファイルに統合されております。



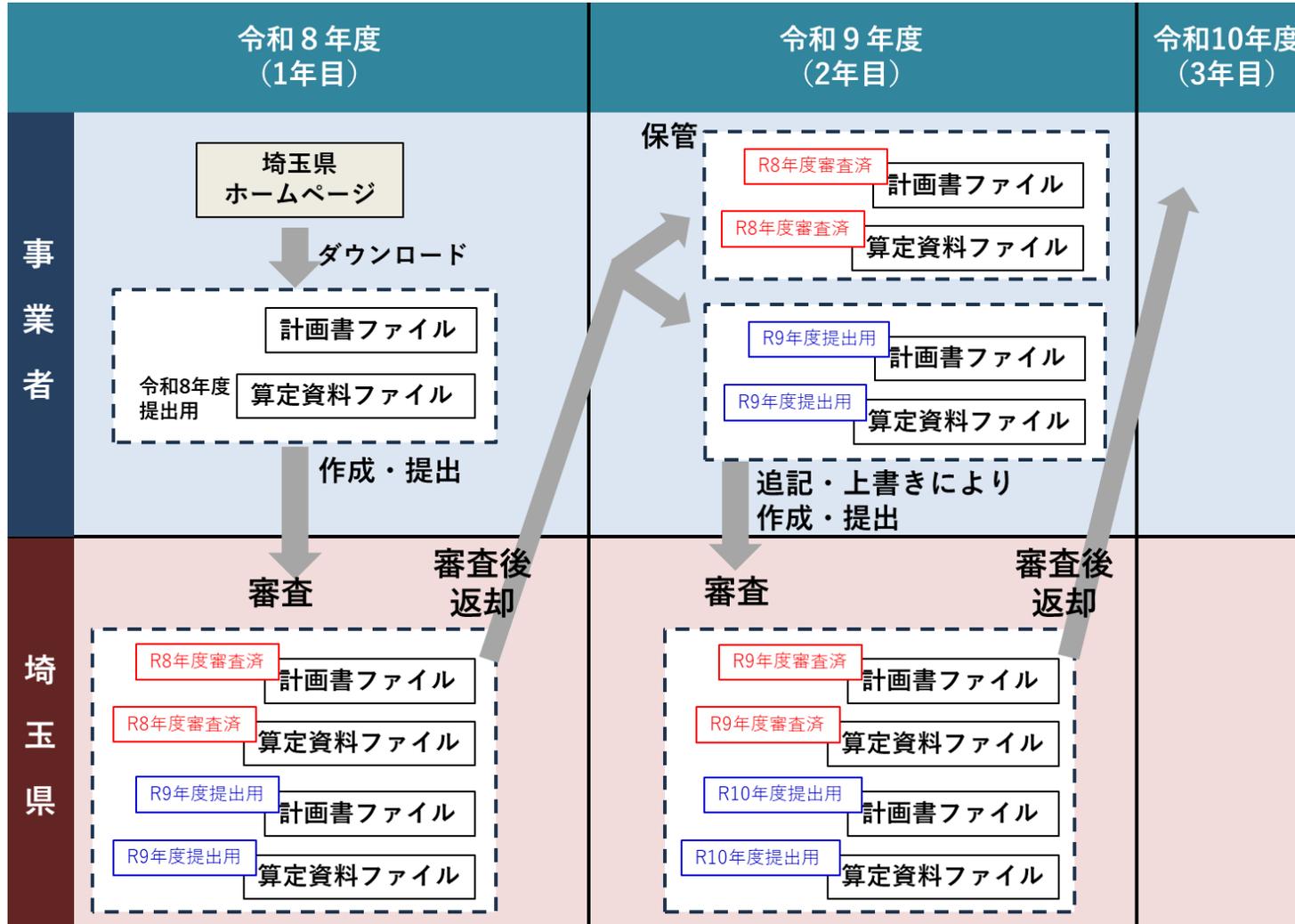
排出係数の更新について

算定資料には国が公表するメニュー別排出係数が組み込まれています。

排出係数の更新

<p>R8年度提出時 提出期限R8年7月末</p>	<p>県HP掲載の提出用ファイルを使用します。</p> <p>電気の排出係数 R8年度提出用(暫定値) 熱・都市ガスの排出係数 R7年度提出用</p>
<p>県審査時 R8年8月以降</p>	<p>県にて提出されたファイルの排出係数を更新し、審査します。</p> <p>電気の排出係数 令和8年度提出用(暫定値) → (確定値) 熱・都市ガスの排出係数 R7年度提出用 → R8年度提出用</p>
<p>県審査終了 R9年3月</p>	<p>審査済のファイルと、次年度提出用ファイルを返却します。</p> <p>電気の排出係数 R9年度提出用(暫定値) 熱・都市ガスの排出係数 R8年度提出用</p>

令和9年度（2年目）以降のファイルについて



令和9年度以降（2年目以降）は埼玉県から返却された排出係数が更新されたファイルを使用してください。

地球温暖化対策計画事業者説明会

地球温暖化対策計画制度の対象事業者向けに、
地球温暖化対策計画制度等の概要や計画書作成のポイントなどを説明します。

説明会概要(調整中)

時期	令和8年5月下旬～
形式	オンライン開催(予定)
内容	<ul style="list-style-type: none">・地球温暖化対策計画制度の概要・目標設定型排出量取引制度の概要・地球温暖化対策計画書の作成について など

令和7年度埼玉県排出削減対策セミナー

埼玉県からのお知らせ

(3) 令和8年度県の支援メニュー

環境部 温暖化対策課



彩の国
埼玉県

令和8年度事業者支援メニュー

事業名	内容
令和7年度補正予算 CO ₂ 排出削減設備導入補助金【緊急対策枠】	高効率設備への更新、再エネ+蓄電池の導入に対する補助等 (補助率1/2、上限500万円)
スマート設備導入補助	高効率設備への更新に対する補助 (補助率1/3、上限 300万円) 再エネ+蓄電池の導入に対する補助 (補助率1/3、上限 500万円) ----- 高効率設備更新又は再エネ+蓄電池とEMSの同時導入に対する補助 (補助率 1/2、上限 1,000万円)
埼玉県省エネ診断事業	専門業者や省エネナビゲーターが、エネルギー使用状況等を現地で確認し、コスト削減・CO ₂ 削減の効果を提案
省エネ・再エネ活用設備導入促進事業補助金	太陽光+蓄電池、その他再エネ活用設備等の導入に対する補助 (補助率 太陽光:5万円/kW+蓄電池:補助率1/3、上限1,500万円など) (こちらの詳細は、 県環境部エネルギー環境課 (048-830-3024) へお問い合わせください。)

【注意】 詳しい事業内容については、今後公表を行うR8年度の要綱、募集要領等を御確認ください。

令和7年度補正予算 CO₂排出削減設備導入補助金【緊急対策枠】 (令和8年4月下旬募集開始予定)

詳細は以下のページをご覧ください。随時更新いたします。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/hojokin/r7co2hojo-kinkyutaisaku.html>

埼玉県 令和7年度補正予算 緊急対策枠

検索

事業内容

エネルギー使用量及びCO₂排出量の削減による体質改善を更に促すため、空調設備・ボイラー等の更新や蓄電池と組み合わせた太陽光発電設備等の導入経費等を補助

補助対象

- ①空調・ボイラー等の**高効率設備***への更新（**15年以上**経過した設備の更新）
- ②蓄電池と組み合わせた太陽光発電設備の導入 など

補助率

補助対象経費の**1/2**（補助上限額**500**万円）※他の補助金との併用不可

予算（案）

20億円

対象事業所

民間事業者（埼玉県内で事業活動をする法人・個人事業主）
会社にあっては中小企業者に限る。

採択方法

原則、申請順

高効率設備* とは空調などの設備のうち、省エネ法の基準等に適合したエネルギー消費効率の優れた機種のこと、例えばカタログには「省エネ基準達成」などと表示されている。

スマート設備導入補助金①

※現在、県議会において令和8年度予算案の審議中であり、内容を変更する場合があります。

事業内容

中小企業等のスマートなエネルギー利用に資する高効率設備等の導入に対する補助

補助対象

- 1：高効率設備*への更新
- 2：再生エネ＋蓄電池の導入
- 3：CO₂排出量の少ない燃料等を使用した設備への更新等

補助率

- 1・3：補助対象経費の**1/3**（補助上限額**300**万円）
- 2：補助対象経費の**1/3**、（補助上限額**500**万円）

※他の補助金との併用不可

対象事業者

民間事業者（埼玉県内で事業活動をする法人・個人事業主）
会社にあっては**中小企業者に限る**。

採択方法

原則、費用対効果の高い順

高効率設備* とは空調などの設備のうち、省エネ法の基準等に適合したエネルギー消費効率の優れた機種のこと、例えばカタログには「省エネ基準達成」などと表示されている。

スマート設備導入補助金②

※現在、県議会において令和8年度予算案の審議中であり、内容を変更する場合があります。

事業内容

高効率設備への更新又は再エネ+蓄電池の導入と
EMS※の同時導入に対する補助

※ エネルギーマネジメントシステム：

エネルギーの計測、見える化、設備の制御により、CO₂排出量の削減に資するもの

補助対象

例) ボイラーや空調等の高効率化とEMS導入を同時に実施
蓄電池と組み合わせた太陽光発電設備とEMSを同時に導入

補助率

補助対象経費の**1/2**（補助上限額**1,000**万円） ※他の補助金との併用不可

対象事業所

民間事業者（埼玉県内で事業活動をする法人・個人事業主）
会社にあっては**中小企業者に限る**。

埼玉県省エネ診断事業

※現在、県議会において令和8年度予算案の審議中であり、内容を変更する場合があります。



▲埼玉県省エネ診断
ホームページ

専門家が、エネルギー使用状況等を現地で確認し、
コスト削減・CO₂削減の効果を提案します。

(参考 令和7年度実施概要)

	省エネナビ診断	専門診断
対象	民間事業者（埼玉県内で事業活動をする法人・個人事業主） 会社にあっては中小企業者に限る。	
事業所の規模 (年間のエネルギー使用量)	中小規模事業所 (原油換算値*で1500kL未満)	中小規模事業所（原油換算値*で1500kL未満） 大規模事業所（原油換算値*で1500kL以上）
年間エネルギー使用量の目安	≪目安≫原油換算値で300kL未満	≪目安≫原油換算値で300kL以上
診断員	省エネナビゲーター (エネルギー管理士等)	専門業者
訪問日数・エネルギー計測	1日（エネルギー計測なし）	1日（エネルギー計測なし）
診断費用	5,500円（税込）	11,000円（税込）

原油換算値*は、埼玉県省エネ診断のホームページにチェックシートを掲載しております。

ホームページ：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/tyusyo-sindan.html>

令和8年度の事業実施予定に関して

これまでに御紹介した内容に関しては予定であり、
詳細については、下記ホームページで随時御案内してまいります。

埼玉県 環境部 温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

TEL 048-830-3044

e-mail a3030-03@pref.saitama.lg.jp

埼玉カーボンニュートラルポータルサイト

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0503/saicn.html>

中小企業者向けカーボンニュートラル・省エネ支援制度の御案内

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/tyusho-shien.html>